

静岡県知事 鈴木康友 様

静岡県職員組合
執行委員長 伊藤隆敏



春闘要求書

日頃、貴職が職員の賃金・労働条件の改善に向け、努力されていることに対し、敬意を表します。

静岡県職員組合は、2026年2月3日に第218回本部委員会を開催し、要求書を決定しました。私たち県職員は、公務公共サービスに対する県民の期待に応えるため、それぞれの職場で全力を尽くしています。しかし、その職務環境は、人員不足による長時間勤務が一向に解消されることがなく、賃金条件や健康面も含めて65歳まで安心して働き続けることができるのか、心配する職員も少なくありません。

貴職が、真摯に業務に精励する職員の努力に応えるため、下記要求の実現に向け賃金・労働条件改善について、誠意をもって回答されるよう要求します。

記

1 賃金及び諸手当

- (1) 基本賃金について、一律15,700円以上の引上げを行うこと。
- (2) 主任級、主査級への昇任年齢を前倒し、若年層の給与水準を改善すること。
- (3) 年齢による昇給抑制を廃止し、65歳定年までの実質的な昇給を可能とする枠外号給増設について、人事委員会に改善を要請すること。
- (4) 職務の級の適用について改善すること。行政職給料表においては、総括主査を5級適用とし、他の給料表についても同様に改善すること。また、研究職の再任用職員の配置を拡充すること。
- (5) 勸奨退職制度について、退職手当の割増率等を、国の早期退職募集制度を上回る制度とし、退職手当調整額を改善すること。
- (6) 一時金の支給月数、職務加算措置について改善すること。また、再任用職員の一時金月数を是正し、60歳超の常勤職員との均衡を図ること。
- (7) 通勤負担軽減のため、通勤に係る時間は60分以内となるよう、人事異動に際して配慮すること。また、通勤費用の自己負担解消に向けて、自宅から自家用車等を使って勤務公署へ直接通う場合の周辺駐車場代について、通勤手当の対象とすること。
- (8) 獣医師への初任給調整手当が他県に劣後していないか定期的に調査するとともに、薬剤師など獣医師以外の専門職種についても処遇改善を行うこと。

他の専門職種も含め、異なる給料表の職場への異動に際し、給料月額が異動前の水準に達しない場合には現給保障をすること。

- (9) 事情により所得のない配偶者を扶養手当のその他の区分に含めること。
- (10) 現業職の給与水準回復について、可及的速やかに実行すること。
- (11) 夜間休日の緊急対応の多い児童相談所職員の調整額等を改善すること。
- (12) 緊急対応業務の職員の負担を軽減するとともに、時間外手当を工夫するなどして支給できるようにすること。
- (13) 人事評価制度について、これまでの労使合意を尊重するとともに、半期ごとの評価は絶対評価であることを評価者（二次評価者を含む）に徹底すること。

2 人員増、労働条件等の改善

- (1) 慢性的な時間外勤務を解消し、災害時にも迅速な対応を可能とするよう、計画的に増員すること。特に、年間の時間外勤務が360時間を超える職員がいる職場については、確実に増員を行うこと。当面、年間540時間超の職員がいる職場については、直ちに増員を行うこと。「定員適正化計画」を人員削減ありきとせず、業務量に見合った必要な人員を確保すること。
- (2) 勤務時間の確実な把握に向けた対策を実施した上で、未申請による時間外勤務手当の未払いが発生しない仕組みをつくること。
- (3) 試行中の在宅勤務について、利用できる職場の偏りや必要な職員が利用できない環境の定期的な検証を行うこと。

育児・介護・治療と仕事とを両立する職員を支える周囲の職員への業務集中を回避する等、バランスを考慮した人員配置にするとともに、育児関係休暇の対象を拡充するなど、誰もが働きやすい職場づくりを推進すること。
- (4) 課には必ず班を置き、班長及び総括主査を配置すること。また、50歳以上の班長級未昇任者及び38歳以上の主査級未昇任者をなくすこと。特に班長級の未昇任者比率が高い職種については、特段の配慮を行うこと。
- (5) 障害のある職員や長期療養からの復帰職員が、無理なく職場に適應できるよう、個人と組織との間の調整を行うキャリアコンサルタント等の専門スタッフを配置すること。障害のある職員の配置にあたっては、業務内容とのマッチングにいっそう配慮した仕組みにするとともに、当事者や周囲の職員の過度な負担にならないような体制とすること。
- (6) 庁舎の冷暖房について本庁、出先を問わず、労働安全衛生法及び関係政省令に規定する室温を確実に維持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、庁舎修繕に該当しない小規模工事にあっては、速やかに修繕すること。
- (7) 正規職員の欠員補充にあたっては、同等業務を担い得る正規職員又は臨時的任用職員の配置を原則とすること。

3 会計年度任用職員の賃金労働条件の改善

会計年度任用職員の職務経験が賃金に反映されるよう、給料表適用号給上限を引き上げるとともに、休暇制度や任用更新の改善を図ること。特に育児や看護、介護に係る休暇を有給休暇とするほか、家族休暇を新設すること。